

(意見書案第18号)

失業・雇用の緊急対策を求める意見書

年越し派遣村の開設から1年が経過しようとしているが、今も各地の街頭相談には失業者が次々と訪れ、ハローワークには解雇された若者が詰めかけている。北海道労働局の発表によると、7-9月期の道内の完全失業率は5.4%、また、7月における有効求人倍率は道内0.38、釧路0.29と全国平均と比較しても厳しい状況となっている。

解雇された労働者を支えている失業給付や訓練・生活支援給付も、その給付期限が迫っており、このままでは昨年より深刻な事態になりかねない。45歳未満の失業給付の受給期間は、被保険者期間が5年未満なら失業理由に関係なく90日だけである。3月末の雇用保険法の改正で60日延長できるようになったが、10人の求職に3人弱の求人しかない雇用情勢では、就職の道は極めて困難である。

よって、政府においては、年末に向かい厳しさを増す雇用の緊急対策の強化は最優先の課題であることから下記事項について強く要望する。

記

- 1 雇用保険法第27条（厚生労働大臣の判断で全国的に給付日数を延長できる条項）を活用し、雇用保険の全国延長給付を発動すること。
- 2 現在、就職率が著しく低く、就職が決まらない高卒者の有給職業訓練システムを創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年12月11日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } 宛